

三山園のあり方に関する第2号委員（関係市）の意見について

①船橋市

これまでの審議会での議論でも出ていたとおり、本来特養は介護報酬と利用者負担によって運営すべきものであることや、三山園の公設の施設としての特別な役割が見出しにくい状況であること、さらに今後も財政負担が続くことが想定されることから、指定管理や民間への移譲を検討することはやむを得ないと考えます。

その場合、指定管理は、施設改修に係る費用負担が継続するため、今後、大規模な修繕が想定されていることから財政的には好ましくないと考えます。

また、指定管理や民間移譲のいずれの場合においても、現在の入所者が継続して入所できることや、四市の市民が入所を希望した際の配慮が必要だと考えます。

②習志野市

平成12年に介護保険制度が始まり、保険料を基にサービスの提供を行う互助の制度下での運営となる中、公設公営による運営のあり方については検討が必要な時期にきていると考えています。また、高齢化の進展に伴い、独り暮らしの高齢者や、親族と疎遠の高齢者が増加傾向であり、認知症状等から、在宅生活の維持が困難となり、生命の危険を伴うような緊急保護する事案や施設との契約を適切にできる親族等が存在しない事案が増加することが見込まれます。

これまでの当審議会の議論を踏まえ、指定管理者制度の導入、又は民間譲渡の方向性で論点は整理されてきているものと認識しております。

本市としましては、指定管理者制度を導入した場合、施設運営に係る経費については、介護報酬により運営していくものと考えております。しかしながら、施設の維持管理については、引き続き四市で負担しなければならず、施設が存続する限り、財政負担への影響は避けられない一方で、民間譲渡の場合、基本的には財政負担がなくなるものと考えています。

他方、指定管理者制度の導入、民間譲渡のいずれの場合も、現在の入所者については、行き場を失うことのないよう、そのまま引き継いでいただくことをお願いする立場であります。本市の場合、公有地の貸与、民有地の買い取りを前提とした特別養護老人ホームを誘致した際には、運営に係る協定書を締結しており、その条項の一つに、入所希望者解消に向けた対策の一つとして、入所にあたっての市民優先をお願いしております。このことから、公設公営を転換する場合には、三山園におきましても可能であれば、入所にあたっては四市の市民優先の考え方を取り入れていただき、加えて、措置入所についても引き続き、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

③八千代市

これまでの審議会の議論を踏まえると、指定管理者制度又は民間への譲渡が妥当と考えられます。指定管理者制度による場合は修繕等での財政負担が今後も予想されることを考慮すれば、民間へ譲渡する選択も充分有り得えると考えますが、経営形態がいずれに変わっても、現入居者が引続き必要な介護を安心して受けられるよう、丁寧な配慮が必要と考えています。

指定管理者制度を活用した運営とする場合は、今後も公設施設である性質は変わりません。引き続き、当市の床数枠を配慮いただきたいと考えます。なお、民間の特別養護老人ホーム等は基本的に介護報酬により経営しており、今後、三山園に対する当市の支出も、起債償還金等に相当する範囲に留められるべきと考えております。

現在、当市内には複数の特別養護老人ホームがあり、当市分とされる三山園の床数の割合は、必ずしも大きくありません。また、介護保険制度の開始以降、主に民間主体の各種施設やサービスの展開が進み、四市自ら公設の特別養護老人ホームを維持運営することが必ずしも必要でない環境に変化していると考えております。

当市にも一定数の待機者がおられますが、各種の環境整備は徐々に進んでおり、当市住民への床数枠を確保するため三山園へ継続して公費を支出するべきか、費用対効果の面からも考慮する必要があると考えています。

④鎌ヶ谷市

介護保険制度が施行され20年以上が経過し、特別養護老人ホームの運営については、各民間事業者が、経営や運営などの知識を蓄積し、困難事例の対応等についても公設施設とほぼ同様の取り組みを行っていただいております、各施設において安心して利用できる施設の運営が出来ております。

こうした民間事業者の経営や運営等のノウハウを活用し、運営を行うことにより、施設運営の効率化、並びに施設や人の有効的活用などが図れることが期待できるものと考えます。また、民間事業者が、複数の施設を運営している場合は、人的な交流も図られ、人材育成による質の向上が期待できるだけでなく、今般のコロナ禍の中でも、人的な応援体制により対応もいただけていることもあり、民間事業者の経験を生かした施設運営に、期待ができることから、民営化という選択肢もやむをえないものと考えます。

民間事業者への譲渡となった場合におきましては、既に三山園をご利用されている方々を第一義に考え、サービスの低下や負担が最小限に抑えられるように対応することが重要と考えております。

なお、指定管理制度は、より良い委託事業者を選択するため、委託期間を設け事業者の選考が行われますが、特別養護老人ホームの性質上、利用者が安心して生活出来ることを保障する必要があり、同じ事業者が継続して経営することにより、利用者は安心して生活出来る体制整備が必要と考えます。

また、建物の老朽化により大規模修繕の他にも毎年修繕が必要となる可能性が高いことから、分賦金の負担が増えることは財政的に厳しい状況と考えます。